

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年6月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300772号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月1日から平成12年1月1日まで

A社において平成11年12月31日まで勤務したため、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成12年1月1日となるため、年金記録では、平成11年9月1日となっている。

しかし、A社には、B内に所在した売場(C)に異動となった後の請求期間も継続して勤務していたため、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年9月1日から平成12年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされているところ、A社から提出された請求者に係る退職届によると、退職年月日欄に「11年8月31日」と記されており、同社は、請求者について「平成11年8月31日退職」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成11年8月31日である上、D労働局は、請求者について、請求期間中の同年9月10日に雇用保険の受給資格が決定され、同年9月17日から同年12月18日までの期間において、雇用保険を受給している旨回答している。

さらに、A社から提出された請求者に係る平成11年度賃金台帳によると、請求者は、平成11年8月分給料を同年8月25日に支給されたことが記されているが、同年9月分以降の給料等の記載はなく、請求期間に係る給料の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300809号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成16年12月
③ 平成17年6月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年6月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年6月

請求期間①から⑦までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、A社は既に破産手続廃止の決定が確定している上、同社の破産手続廃止時の事業主は、請求期間①から⑦までの各期間に係る当時の資料を保管しておらず、同社が当該各期間に係る賞与を請求者に支払い、当該賞与から厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

また、A社の破産管財人が保管している同社の破産手続資料の中に請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与支払の事実を確認できる資料は見当たらない上、請求者の当該各期間における住所地のB市は、保存期間経過のため請求者の当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の当該各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

さらに、請求者が賞与の振込先であったとする複数の金融機関は、請求期間①から⑦までの各期間に係る取引記録は保存期間経過のため確認できない旨回答していることから、賞与の支払について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から⑦までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400064号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400029号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月8日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成20年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月8日

A社から支払われた平成20年12月8日の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与支給控除一覧表及び平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300437号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400012号

第1 結論

請求期間のうち、平成18年7月から平成19年6月までの期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年4月から平成14年11月まで
② 平成15年7月から平成17年6月まで
③ 平成18年7月から平成19年6月まで
④ 平成21年7月から平成22年5月まで

請求期間①から④までについて、A市B区役所、同市C区役所及びD市役所において、国民年金保険料免除の手続を行っていたが、年金記録において、当該各期間は国民年金保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、請求者に係るD市の国民年金マスターチェックリストにおける免除履歴欄には、「該当年月日 H18. 7. 1」と記録されており、当該該当年月日において、複数回の届出日〔18. 7. 1、18. 6. 26、18. 8. 31、18. 11. 9、19. 1. 31〕、区分及び理由の記号表記が記録されているところ、同市は、当該届出日における区分及び理由の記号表記について、当時の国民年金に係るシステムと現行のシステムを比べると、入力する記号や内容は異なるが、請求者の市台帳画面で現存するデータを基に表示された文言によると、「申免受付又は継免受付」を「却下」した旨、「一般」又は「納付猶予」を「却下」した旨であると回答している。

しかし、オンライン記録によると、配偶者の請求期間③における年金記録は、申請による国民年金保険料全額免除期間と記録されているところ、日本年金機構が保管する配偶者の平成18年度に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書(平成18年12月15日D市受付)における国民年金保険料免除申請書所得計算書(多段階免除等)の請求者の前年の所得額I欄には、「0円」と記載のあることが確認できる。

また、日本年金機構(E年金事務所)は、請求者及び配偶者が平成17年9月の婚姻後に国民年金保険料免除・納付猶予申請書をそれぞれ提出した際の所得に係る審査について、請求者を世帯主とし、世帯の所得を考慮した上で審査を行い、それぞれの保険料免除又は納付猶予の決定を行っていた旨、オンライン記録により、配偶者の請求期間③における年金記録が、申請による国民年金保険料全額免除期間と記録されていることから、請求者についても、当該期間における所得の審査について、国民年金保険料全額免除の要件を満たしていたと判断できる旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、配偶者の平成18年7月から平成19年6月までの期間の国民年金保険料免除に係る申請年月日は「平成18年12月15日」、処理年月日は「平成19年1月22日」と記録され、配偶者のD市における国民年金マスターチェックリストの免除履歴欄の該当年月日が平成18年7月1日に係る届出日は「平成19年2月28日」と記録されているところ、請求者のD市における国民年金マスターチェックリストの免除履歴欄の該当年月日が平成18年7月1日に係る最後の届出日は、上記配偶者の処理年月日より後かつ届出日より前の「平成19年1月31日」と記録されており、請求者及び配偶者の平成18年7月から平成19年6月までの期間の国民年金保険料免除の審査が同時期に行われていたことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、請求者の請求期間③前後の期間は、申請による国民年金保険料全額免除の期間と記録されており、請求者は、国民年金保険料免除・納付猶予に係る申請書の記入方法について理解していたものと判断できる。

したがって、上述の請求者に係るD市の国民年金マスターチェックリストにおける免除履歴欄の複数回の届出日における区分及び理由の記号表記によりうかがえる「該当年月日H18.7.1」に係る「申免受付又は継免受付」又は「一般」若しくは「納付猶予」を「却下」したとする理由が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者に係る外国人記録調査書により確認できる当該期間当時の住所を管轄するA市B区役所及び同市C区役所は、請求者の当該期間における国民年金保険料の免除申請を受け付けたことを確認できる資料等を保管していない旨、それぞれ回答している。

また、請求期間①の国民年金保険料免除の審査対象となる平成12年及び平成13年の所得について、請求者の当時の住所地であるA市の担当者は、当該各年分の所得を確認できる資料の保管はない旨陳述している。

さらに、請求期間①のうち、平成14年4月から同年11月までの期間について、当該期間に国民年金保険料免除の申請を行った場合、当該申請により承認される期間は、申請日の属する月の前月から平成15年6月までの期間となることから、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①直後の平成14年12月から平成15年6月までの期間については、既に国民年金保険料全額免除の期間と記録され、当該期間に係る申請年月日は平成15年1月29日と記録されていることから、当該申請年月日前において、平成14年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料免除の申請は行われていなかったと推認できる。

- 3 請求期間②のうち、平成17年4月から同年6月までの期間について、請求者に係るD市の国民年金マスターチェックリストにおける免除履歴欄には、「該当年月日H17.4.1、届出日18.5.11」と記録されている。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、平成17年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料全額免除の記録は、平成18年8月31日に取り消されていることが確認できる。

また、請求者に係る外国人記録調査書により確認できる請求期間②当時の住所を管轄するA市B区役所は、請求者の当該期間における国民年金保険料の免除申請を受け付けたことを確認できる資料等を保管していない旨回答している。

さらに、請求期間②の国民年金保険料免除の審査対象となる平成14年及び平成15年の所得について、請求者の当時の住所地であるA市の担当者は、当該各年分の所得を確認できる資料の保管はない旨陳述している。

- 4 請求期間④について、請求者に係る外国人記録調査書により確認できる当該期間当時の住

所地を管轄するD市は、請求者の当該期間における国民年金保険料の免除申請を受け付けたことを確認できる資料等を保管していない旨回答している。

また、請求期間④の国民年金保険料免除の審査対象となる平成20年の所得について、請求者の当時の住所地であるD市の担当者は、当該年分の所得を確認できる資料の保管はない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間①、②及び④に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400002号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400013号

第1 結論

昭和59年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から昭和61年3月まで

私は、昭和59年*月から昭和61年3月までの請求期間について、婚姻日である平成元年3月*日にまとめて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、年金記録では保険料未納となっているので、保険料納付期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、婚姻日である平成元年3月*日にまとめて納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和63年8月6日にA県B町において払い出されており、同町の国民年金被保険者名簿によると、請求者の被保険者資格取得(昭和59年*月*日)に係る受付年月日は昭和63年7月25日となっていることから、当該受付年月日の時点において、請求期間に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により納付することができない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、現在所持している年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300773号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400030号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月1日から同年7月1日まで

A社において平成16年6月30日まで勤務したため、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月1日となること、年金記録では、同年3月1日となっている。

しかし、A社には、B内に所在した売場に異動となった後の請求期間も継続して勤務していたため、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成16年3月1日から同年7月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされているところ、A社から提出された請求者に係る人事記録によると、発令日付欄に「2004/02/29」、発令内容区分欄に「退職」と記されている上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の回答から判断すると、請求期間に係る給料の支給及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成16年2月29日である上、C労働局は、請求者について、請求期間中の同年3月11日に雇用保険の受給資格が決定され、同年3月18日から同年7月29日までの期間において、雇用保険を受給している旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、平成16年3月1日付けで国民年金に加入し、同年3月18日に国民年金保険料の免除申請を行い、請求期間に係る国民年金保険料について、全額免除が承認されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。